



多文化な子供たちと共に 学ぶということ

はじめに

近頃、日常生活においても外国人との関わりが増え、グローバル化を自分ごとと実感されるようになった方々も多いのではないだろうか。実際、我が国の在留外国人の増加は著しく、2018年末にその数は273万1,093人となり、前年末に比べ16万9,245人(6.6%)増加、国籍・地域の数に195にのぼる(法務省)。

この増加傾向に加え、2019年4月には出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が、6月には日本語教育の推進に関する法律(以下、日本語教育推進法)が施行された。この日本語教育推進法基本的施策には、「国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等の配置に係る制度の整

備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。(第十二条第一項関係)」が示された。外国人材のさらなる受入れ拡大とともに、学校教育においても共生のための環境整備を一層進めようとしている。

このような情勢を踏まえ、本稿では、公立学校における外国人児童生徒等の受入れや、彼らと共に学ぶことの意義を検討する。

多文化な子供の多様性

文部科学省「学校基本調査(平成30年5月)」によれば、公立学校に在籍している外国人児童生徒数93,133人にのぼる。また、公立小・中・高等学校等を対象に実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査¹⁾」平成30年の調査結果では、日本語指導が必要な児童生徒は外国籍で40,755人、日本国籍²⁾で10,371人合わせて51,126人となった。この調査結果では、外国籍、日本国籍共に、日本語指導が必要な児童生徒は増加、多様化の傾向にあり、集住化・散在化両方の傾向も同時に進んでいることが示された。

このような子供たちを個々にみていくと、国籍、来日時期、滞在年数、主な言語、生育歴、母国での就学経験、家庭環境等、実に様々である。例えば、両親の国籍や言語が異なる家庭で複数言語・文化の中で生活している子供もいれば、成長過程において複数の文化間移動をしてきた子供、日本生まれであっても家庭内外で日常的に文化間移動をしている子供などがいる。更に、受入れる学校の環境や、個人のアイデンティティの葛藤(佐藤、2019)なども含め、一括りでは伝えることができない複雑さ、多様性を持っている。本稿では、国籍にかかわらずこのような多様性を持つ子供たちを「多文化な子供たち」として述べる。

学校教育において、この多文化な子供たちの多様性を考えるとき、それがすべての子供たちにとってもプラスにという視点が鍵となる。子供たちが多文化な子供と出会い共に学ぶことにより、自分とは異なる価値観に気づいたり柔軟で受容的な人間関係を築くよう努力したりす

ることができる。また、広い視野から新たな考えを創造する力も育むことになるかと期待できる。このような力は、今後予測不能な未来を生き抜く子供たちに育みたい力でもある。

多様性をプラスにする受入れ

多文化な子供たちの多様性をプラスにとらえ、生かすための手がかりとして、新学習指導要領総則と「外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版)」(以下、受入れの手引き)の記述に注目する。

○新学習指導要領総則に記された日本語指導

日本語に通じない児童生徒に関する記述は、新幼稚園教育要領、新小学校学習指導要領、新中学校学習指導要領(2017年3月公示)総則に初めて記された。通級による日本語指導については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことや、教師間の連携に努め効果的な指導に努めることなどが明記された。

また、対象児童生徒が在籍する通常の学級での理解・表現・記憶・自律・情意に関する支援についても言及している。例えば、教師がゆっくりはっきり話す、児童の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、学習目的や流れが分かるワークシートの活用などが、例として示されている。言い換えれば、在籍学級担任や教科担任等も、多文化な子供たちが学習に参加し学び合いができるようにするための指導や支援の工夫が求められている。

○受入れの手引き改訂のポイント

文部科学省は2019年、7年ぶりに受入れの手引きを改訂した。この間の制度改正や指導ツールの整備、新たな取り組み事例等新しい情報を含めるとともに、学校での共生というメッセージを盛り込んだ。何より注目すべきところは、受入れの手引き「本書のねらい」に新たに加えられた次の記述にある。「4 外国人の受入れ拡大と共生に向けて……(中略)……本書は、外国人児童生徒等を指導の対象とするのではなく、子供たちを日本と世界に貢献する人に育てていくことも願い、内容の改訂を

しました。今後、各学校や地域での外国人児童生徒等との共生が、日本の子供たちの成長につながることをしっかりと認識し、本書を積極的に活用し実践されることを期待しています。」

一部の児童生徒のみでなく全ての児童生徒のための教育であることを明確にしたメッセージは、非常に意義深い。このようなねらいを受けて改訂されたポイントを、以下に示す。

〈制度改正等のアップデート〉

- ・「特別の教育課程の編成・実施」³
- ・「義務教育標準法の改正による教員定数の基礎定数化」⁴等

〈最新の指導ツールの提示〉

- ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」
- ・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」
- ・「情報検索サイト『かすたねっ』(リニューアル版)」等

〈支援体制の構築に関する記載の充実〉

- ・市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化
- ・地域における連携体制の構築
- ・拠点校の設置等

〈先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載〉

- ・「就学支援」
- ・「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」
- ・「少数在籍校へのサポート体制」
- ・「教育委員会とNPOとの連携」等

制度や指導ツールを積極的に活用するとともに学校や地域が連携して進めることが、具体的に示されている。

多文化な子供たちとの学び合い

多様性に富む多文化な子供との出会いは、その在籍数に関わらず、それがたとえ一人であったとしても、静かな水面に雫が一つ落ちた時の波紋にも似た影響があるだろう。ゼロとイチでは大きく異なるのである。言語文化的背景が異なる子供が同じ教室で一緒に学ぶことで、自

分とは異なる価値観と出会う。はじめから、すんなりと受け入れられればよいが、多くは葛藤・受容というプロセスを経る。このプロセスが重要で、より広く深く学ぶことができるのである。

筆者が小学校教師として帰国・外国人児童教育を実践していた頃、保護者から「なんと風通しがよく面白い学校なのでしょう」という言葉をかけられたことがある。この一言には、全ての子供の違いを違いとして受け止め一人一人を大切な存在と認め合える安心感や心地良さが込められていた。この言葉に象徴されるような学校に変わるまでには、数々の紆余曲折があった。振り返ってみれば、多文化な子供たちが増加する中で、どのように受け入れ体制を整え指導するか、全職員で試行錯誤しながら取り組んだ結果といえる。

では、どのような取組が功を奏するのか。ここでは、特に影響が大きいと考えられる教師の意識や姿勢、学び合いを促す「日本語と教科の統合学習 (JSLカリキュラム⁵)」について取り上げて説明する。

○教師の意識や姿勢

異なる言語・文化的背景や価値観を持ちアイデンティティの葛藤もある子供を、教師がどのように受け止め支援するか、そのあり様を他の子供たちも見ている。教師が、決してステレオタイプな見方をせず個々の違いをプラスと捉え、積極的に教育活動に活かそうとしたり、心理面でも温かくきめ細かい配慮をしたりすることで、当事者の子供のみでなく、他の子供たちも大切にされている安心感を持つことができる。教師の姿勢が、知らず知らずのうちに子供たちの共生に対する意識を高めていくのである。このように一人を大切にすることは他の子供も大切にすることになることは、筆者のみならず、他地域の実践者(山脇他、2019)も伝えている。

また、複雑で多様性に富む子供たちへの適切な指導・支援のためには、校内外の支援者と積極的に情報を共有しニーズを知る(近田、2009)ことが欠かせない。ネットワークづくりに向けて自ら行動することで、関係者との連携・協働を促し、それを力にすることが重要である。

○学び合いを促す「日本語と教科の統合学習 (JSLカリキュラム)」

日本語指導には「サバイバル日本語」・「日本語基礎」・

「技能別日本語」・「日本語と教科の統合学習 (JSLカリキュラム)」・「教科の補習」があり、個々の子供の実態に応じてコース設計をする。この中で、「日本語と教科の統合学習」は、在籍学級の学習に日本語で参加する力を「学ぶ力」としている。在籍学級の学習に参加することは、多文化な子供の日本語力向上のみならず、人との関係性を広げる (齋藤他、2015) ことも意味する。人との関わりを通して学ぶことが重要なのである。

しかしながら、日本語力が十分でない子供たちが教科学習に参加することはなかなか難しく、学習言語能力が学年相応になるまでには通常5～7年、または10年かかるとも言われている。この間、自信を失わないよう自己肯定感を高め、学習意欲を継続させながら学ぶ力を高める指導・支援が求められる。

それには、学習活動や教材の工夫はもちろん、スモールステップで達成感を持たせエンパワメントすることがポイントとなる。日本語力が十分でなくとも母語の力や学習経験を活かす、具体物や体験によって学びを支える、日本語表現を調整するなどしながら、できることを増やしていく。このような取り組みは、実は、他の子供にとっても魅力的で分かりやすい授業となり、教師らは自らの指導力の向上にも気づいていくのである。

では更に、在籍学級で対等な学び合いを可能にするためには、どのような授業づくりをしたらよいだろうか。それには、日本語と教科の統合学習の授業を構想する際に、日本語力以外に持っているよさ、例えば、文化間移動をしながら成長する過程で身につけてきた感性、経験、異なる視点などを活かすことが考えられる。作文や意見文、図画工作・美術、音楽、総合的な学習、道徳科など、様々な教科・領域で可能であろう。道徳科で価値観の相違による葛藤から考えを深めたり、図画工作科で独特な色彩の美しさに惹かれたりすることがある。また、他教科でも、母国に関する教材を取り入れることもできるだろう。

ここで少し「成長する過程で身につけてきた感性」について補足したい。この感性には、周りの環境による影響が大きいとされるアイデンティティの葛藤や、傷ついた経験、自分を支えてくれた人との出会いから生まれるものも含まれる。筆者が出会った子供たちは困難や寂し

さを経験しているからこそ、人への優しさや感謝の気持ちを強く持っていた。これらが、たどたどしい日本語による会話や作文であっても、他の子供たちや教師の心に響いた。共に学び合うことで、単に多文化理解というだけでなく、このような繊細な感性を受け止め互いに尊重し認め合いながら、より豊かな感性も磨かれていくものと考えている。

今後に向けて

このように多文化な子供たちと共に学ぶということは、受入れから学習まで実に様々な配慮や手立てを要するが、全ての子供の成長につながるものである。それが急速に変化する社会を生き抜く力や、豊かな人間性を培うことへの近道となっているのではないだろうか。近年整備されてきた制度やツールを支えに、関係者とのネットワークを力にし、子供も教師も達成感を持ちつつ、新たな学びを創造する楽しさや醍醐味を感じながら進められることを願う。

参考文献

- 近田由紀子, 2009. 「外国につながる子どもの情報を共有し支援のニーズを知る」東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 齋藤ひろみ/池上摩希子/近田由紀子, 2015. 『外国人児童生徒の学を創る授業実践—「ことばと教科の力」を育む浜松の取り組み』くろしお出版
- 佐藤郡衛, 2019. 『多文化社会に生きる子どもの教育』明石書店
- 文部科学省, 2019. 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (平成30年度)」の結果について
- 文部科学省, 2019. 『外国人児童生徒受入れの手引き (改訂版)』
- 山脇啓造他, 2019. 『新 多文化共生の学校づくり——横浜市の挑戦』明石書店

注

- 1 この調査において「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指

す(文部科学省)。

- 2 国際結婚家庭や日本国籍を取得した家庭等の児童生徒で日本国籍であるが、家庭内の言語や文化が日本とは異なる児童生徒や、海外から帰国した児童生徒等が含まれる。
- 3 文部科学省は、日本語指導を一層充実させる観点から、学校教育法施行規則の一部改正を実施した。2014年4月1日義務教育諸学校において、日本語指導が必要な児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について、「特別の教育課程」を編成・実施することができるよう制度が整備された。
- 4 日本語能力に課題のある児童生徒への指導を行う教師の配置については、2017年度義務標準法等の改正による教員定数の基礎定数化により進められている。
- 5 文部科学省「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm